

2利用料金

基本利用料金

(単位円)

		午 前	午 後	夜 間	午 前 午 後	午 後 夜 間	全 日
大ホール	平 日	17,090	24,560	35,240	41,650	59,800	76,890
	土・日・休 日	19,210	27,760	41,640	46,970	69,400	88,610
小ホール	平 日	7,480	9,610	13,880	17,090	23,490	30,970
	土・日・休 日	8,540	11,740	17,090	20,280	28,830	37,370
リハールサル室 (小ホールと兼用)		3,200	4,260	5,330	7,460	9,590	12,790
練 習 室		360	470	470	830	940	1,300
附 属 設 備 お よ び 備 品		附属設備・備品等利用料金一覧表に定めるとおり。					

備考

- 1 利用料金には、消費税が含まれています。
- 2 「休日」とは、国民の祝 に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいう。
- 3 「平日」とは、月曜日から金曜日まで(2 に規定する休日を除く)をいう。
- 4 利用時間がこの表に定める利用時間に満たない場合においても、時間計算は行いません。
- 5 利用者が、入場料金を徴収する場合の利用料金は、下記の表に相当する額とします。

入場者 1 人当たりの徴収額の最高額	割 合
1,000 円以下のとき	基本利用料金×120%
1,001 円を超え 3,000 円以下のとき	基本利用料金×150%
3,001 円を超え 5,000 円以下のとき	基本利用料金×200%
5,001 円を超えるとき	基本利用料金×250%

- 6 利用者が、商業宣伝・営業またはこれらに類する目的をもって利用する場合は、基本利用料金の額に 250%を乗じて得た額とします。
- 7 大ホール、小ホールを準備または練習のために利用する利用料金は、利用料金に 50%を乗じて得た額とします。
- 8 利用時間を超過する場合の利用料金(30 分につき)
 - 午前 9 時以前の利用の場合………午前の利用区分料金の 15%に相当する額
 - 午後 10 時以降の利用の場合………夜間の利用区分料金の 15%に相当する額
 ただし、夜間利用、午後・夜間利用又は全日利用において利用時間の後において利用許可を受けた時間を超過する場合の利用料金は、30 分につき夜間の利用料金の 25%に相当する額とします。
 ※超過利用時間は 1 時間以内とします。30 分未満は、15 分以上をもって 30 分とします。
- 9 料金の額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。
- 10 東部広域市町村圏(都留市、大月市、上野原市、道志村、丹波山村、小菅村)又は西桂町以外に居住する方が利用される場合の利用料金は、利用金の額に 120%を乗じて得た額とします。